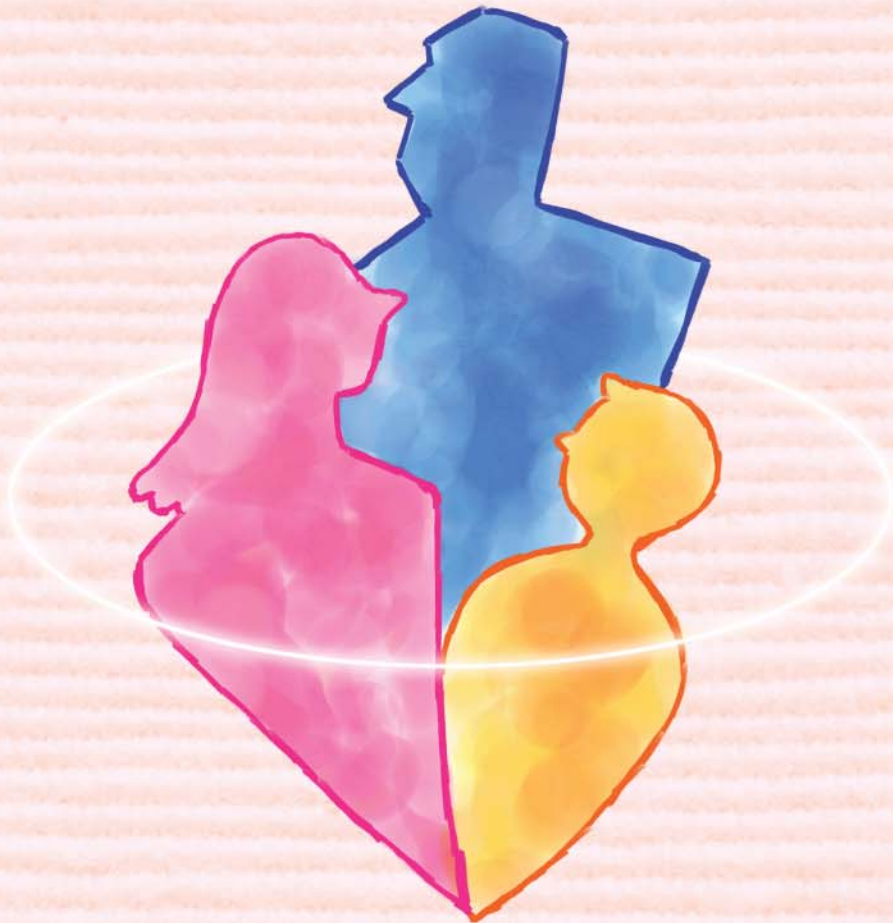


石綿<アスベスト>健康被害

# [救済給付のしくみ]

〈第2版〉



このパンフレットは、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方々に  
対する救済制度の手続きや給付の内容についてまとめたものです。



独立行政法人 環境再生保全機構

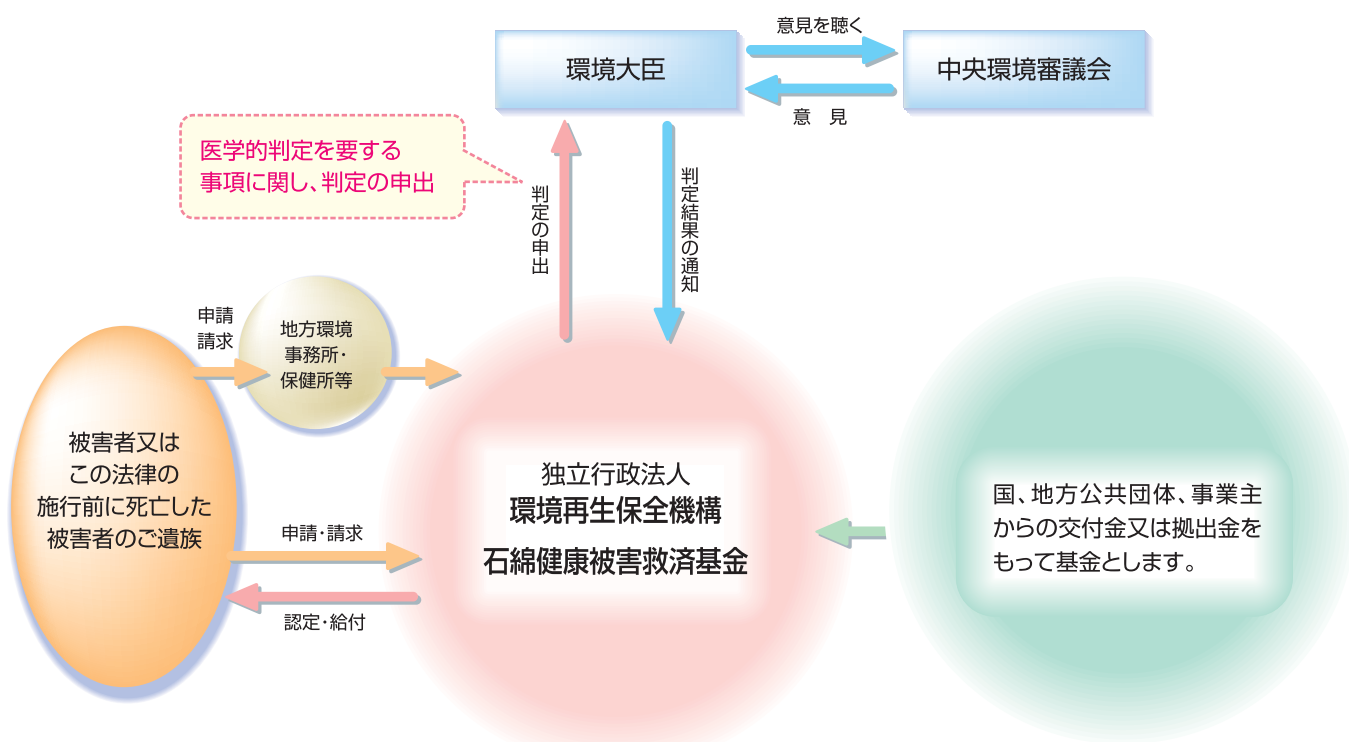
# 1

## 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる①中皮腫（がんの一種）、②肺がんです。現在これらの病気にかかられている方、制度が始まる前（平成18年3月27日より前）にこれらの病気でお亡くなりになった方のご遺族が、認定の申請や給付の請求をすることができます。

この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、事業者からの拠出金によってまかなわれます。



### <労災関係>

職業上、アスベストにさらされる労働者又は特別加入者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から給付を受けることができます。

また労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。

これらの給付については、最寄の労働基準監督署に相談のうえ、請求手続きを行ってください。

全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

## 2

## 指定疾病と救済給付の種類

指定疾病は、アスベストを吸入することにより発症した①中皮腫、②肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）とされています。救済給付の種類は以下のとおりです。

### <指定疾病>

アスベストによる ①中皮腫、②肺がん

### <救済給付の種類>

- ① 医療費（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・自己負担分
- ② 療養手当（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・103,870円/月
- ③ 葬祭料（葬祭を行う方が請求）・・・・・・・・・・・・・・・・199,000円
- ④ 特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）・2,800,000円
- ⑤ 特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）・・・・・・199,000円
- ⑥ 救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）

## 3

## アスベストによる健康被害者本人による申請・請求

### 3・1 認定申請について

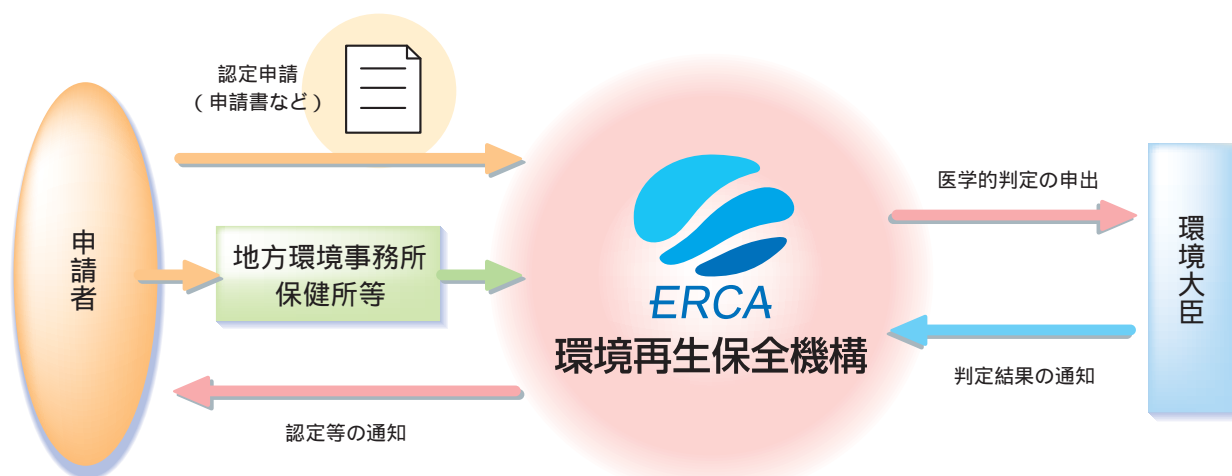
救済給付を受けるには、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受ける必要があります。

認定申請書に添付書類を添えて、機構に直接または郵送で申請してください。環境省地方環境事務所や保健所等を通じて提出することもできます。

申請された書類について機構で確認し、医学的判断を要する事項については環境大臣に判定の申出をします。機構はその判定結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定された方に対して救済給付を支給します。



### < 認定申請の流れ >



### < 必要な書類 >

#### 認定申請書

戸籍記載事項証明書または申請者の戸籍の抄本、住民票の写し など

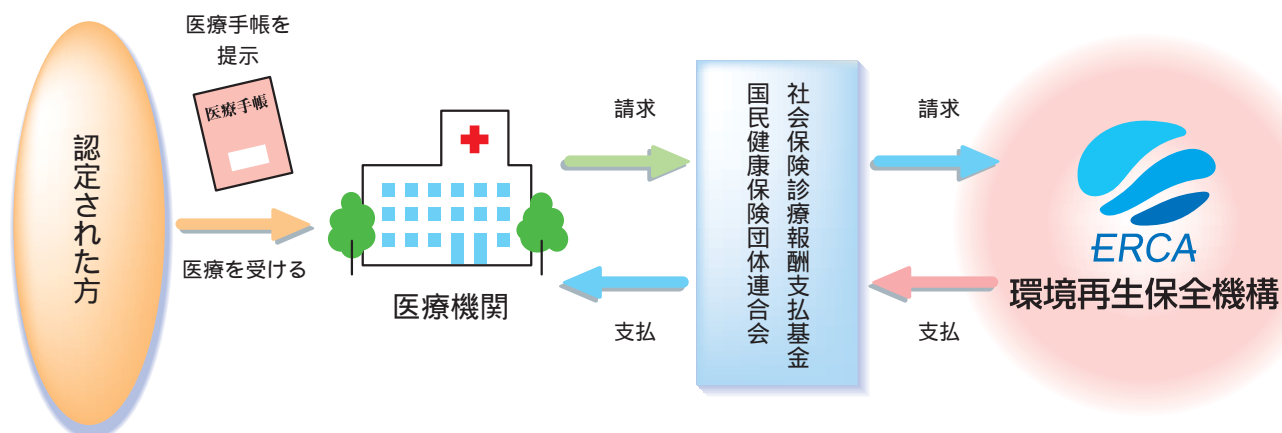
指定疾病にかかっていることを証明できる医師の診断書（指定様式）、診断の根拠となったエックス線フィルム、CT画像、各種検査報告書など

## 3・2 医療費（自己負担分）の支給・請求について

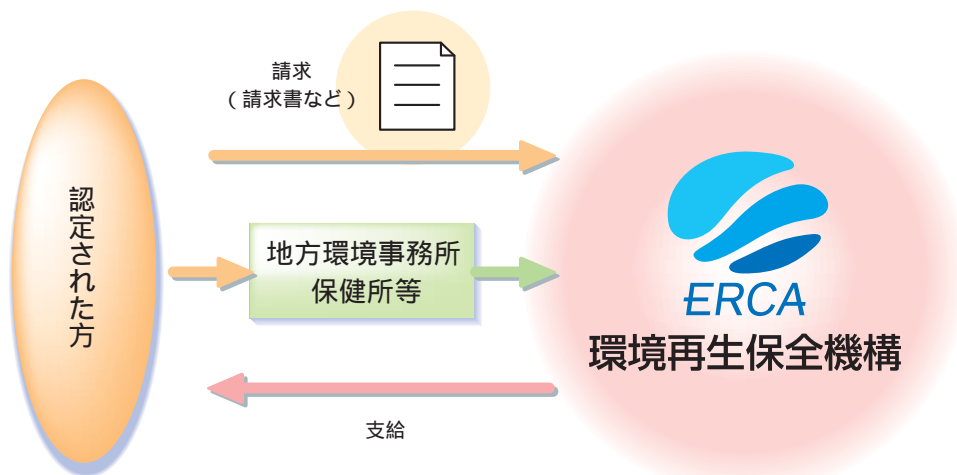
認定決定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方は保険医療機関等において医療を受けるときに、この医療手帳を提示することで、認定疾病にかかる医療費の自己負担分の支払いが免除されます。

認定の申請をしてから医療手帳が交付されるまでの間に保険医療機関等において認定疾病の治療等で支払った医療費の自己負担分については、医療費請求書に添付書類を添えて請求ください。

### < 医療費支給の流れ >



### < 医療手帳が交付されるまでの間の医療費請求・支払の流れ >



#### < 必要な書類 >

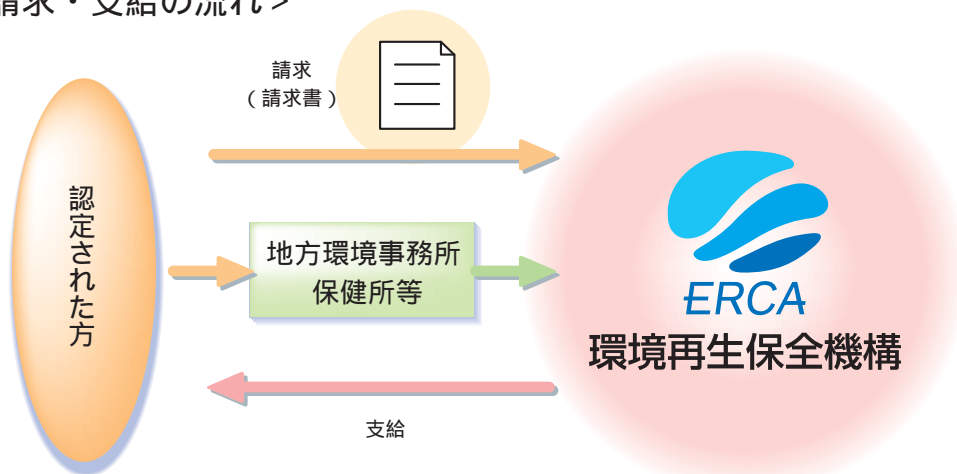
- 医療費請求書
- 受診等証明書など

### 3・3 療養手当の請求について

認定された方には、医療費以外に「療養手当」が定額支給されます。支給は請求のあった翌月分から2ヶ月に1回、あわせて2か月分が支給されます。

療養手当の請求書は、認定申請を行うときに、認定申請書とあわせて提出するようにしてください。

#### < 療養手当請求・支給の流れ >



#### < 必要な書類 >

- 療養手当請求書

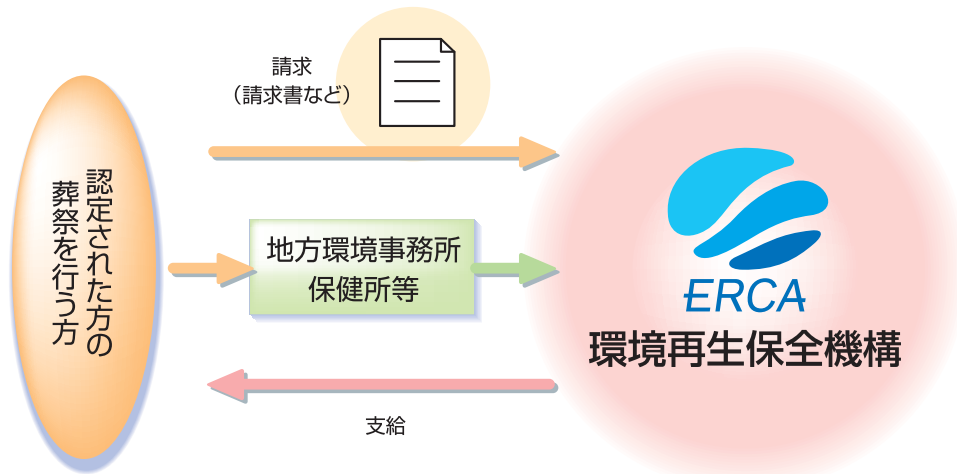
## 4

# 認定された方の葬祭を行う方による請求

## 葬祭料の請求について

認定された方が認定疾病が原因でお亡くなりになった時、認定された方の葬祭を行う方は「葬祭料」を請求することができます。

### <葬祭料請求・支給の流れ>



### <必要な書類>

- 葬祭料請求書
- 認定された方が死亡したこと、死亡年月日、認定疾病により死亡したことを証明する書類
- 認定された方の葬祭を行う方であることを証明する書類など

## 5

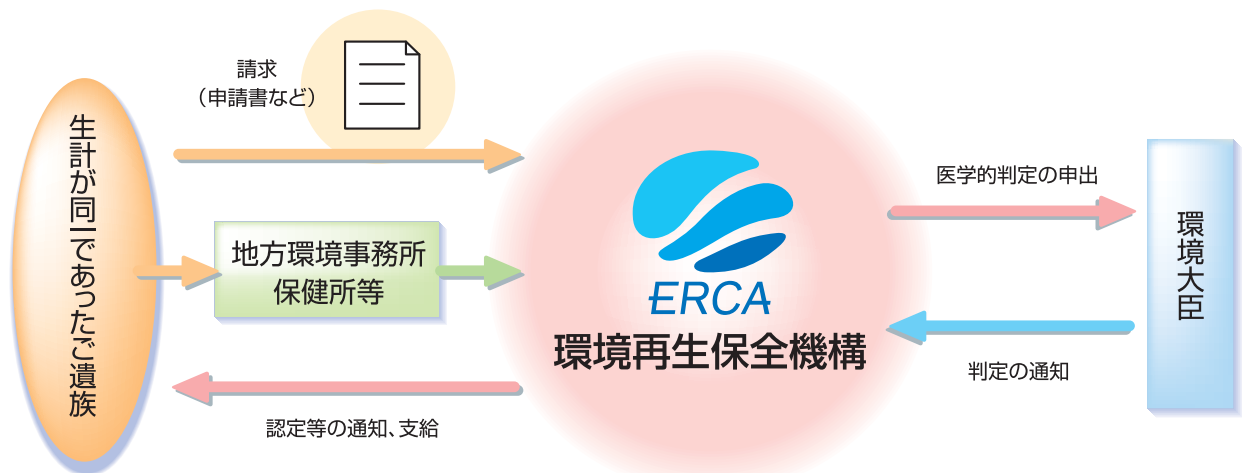
# 石綿健康被害救済法施行(平成18年3月27日)前に指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族による請求

## 特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行(平成18年3月27日)前に指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。これらの給付はあわせて支給されます。

特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求できる期間は、この法律の施行日から3年間となっています。

## <特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ>



### <必要な書類>

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書
- 市区町村長に提出した死亡診断書・死体検案書を機構が確認することの同意書
- かかっていた指定疾病が肺がんの場合、それがアスベストが原因であることを証明する資料（医師の報告書（指定様式）、報告の根拠となるエックス線フィルム、CT画像、検査報告書など）
- 請求される方と施行前に指定疾病でお亡くなりになった方の身分関係を証明する戸籍謄本又は戸籍抄本
- 請求される方と施行前に指定疾病でお亡くなりになった方が死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（除票を含む住民票全部の写しや戸籍の附票の写し）など

## 6

### 認定された方で石綿健康被害救済法施行日から2年以内に指定疾病が原因でお亡くなりになった認定された方のご遺族による請求

#### 救済給付調整金の請求について

認定された方で、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行前に指定疾病にかかっていた方が、施行日から2年以内にその疾病が原因で死亡した場合で、すでに支給された医療費及び療養手当の額の合計額が、特別遺族弔慰金の額に満たないとき、そのご遺族はその差額分を救済給付調整金として請求することができます。

### <必要な書類>

- 救済給付調整金請求書
- 認定された方が死亡したこと、死亡年月日、認定疾病により死亡したことを証明する書類など
- 請求される方と認定された方の身分関係を証明する戸籍謄本又は戸籍抄本
- 請求される方と認定された方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（除票を含む住民票全部の写しや戸籍の附票の写し）など

申請書などの様式は、こちらの窓口または機構ホームページから入手いただけます。  
書類の受付は、こちらの窓口または郵送でお受けいたします。

独立行政法人 **環境再生保全機構** <http://www.erca.go.jp>

 フリーダイヤル **0120-389-931** Eメール [asbestos@erca.go.jp](mailto:asbestos@erca.go.jp)  
(受付時間 平日:9:30~17:30)

●本部

〒212-8554  
川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F  
TEL: 044-520-9508(代)

●大阪支部

〒530-0002  
大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F TEL: 06-6342-0335(代)

**環境省 地方環境事務所** <http://www.env.go.jp/region/>

●北海道地方環境事務所

〒060-0001  
札幌市中央区北1条西10-1 ユーネットビル9F  
TEL 011-251-8702

●東北地方環境事務所

〒980-0014  
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F  
TEL: 022-722-2867

●関東地方環境事務所

〒330-6018  
さいたま市中央区新都心11-2  
明治安田生命さいたま新都心ビル18F  
TEL: 048-600-0815

新潟事務所

〒950-0078  
新潟市万代島5-1 新潟万代島ビル15F  
TEL: 025-249-7575

●中部地方環境事務所

〒460-0003  
名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F  
TEL: 052-955-2134

●近畿地方環境事務所

〒540-6591  
大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8F  
TEL 06-4792-0703

●中国四国地方環境事務所

〒700-0984  
岡山市桑田町18-28  
明治安田生命岡山桑田町ビル1F  
TEL: 086-223-1581

高松事務所

〒760-0023  
高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F  
TEL: 087-811-7240

広島事務所

〒730-0013  
広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル2F  
TEL 082-511-0006

●九州地方環境事務所

〒862-0913  
熊本市尾ノ上1-6-22  
TEL 096-214-0332

福岡事務所

〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル7F  
TEL: 092-437-8851

※保健所等でも申請・請求の手続きができます。

**重要!**

石綿<アスベスト>による指定疾病にかかり、法律の施行後、認定申請を行わないでお亡くなりになった場合、救済給付は受け取ることができません。現在、石綿<アスベスト>による中皮腫や肺がんにかかっている方は、早めに申請の手続きをされることをお勧めします。